

特別講演

今後の地域スポーツ体制の在り方

いつまで進む現代の少子社会において求められているのが、多様なスポーツニーズに対応できる新しい地域スポーツの在り方。そのためには、スポーツ少年団と総合型地域スポーツクラブ（以下総合型クラブ）の連携促進を含む「新たな地域スポーツ体制」の創造が必要だ。中学校運動部活動の地域での支援、地域への移行の動向も見据えつつ、その受け皿となり得る新たな地域スポーツ体制の在り方について、ジュニア期の体制を中心に提言する。



友添秀則氏

早稲田大学スポーツ科学学術院教授
日本スポーツ協会理事

筑波大学体育専門学群、筑波大学院修了。体育学修士、博士（人間科学）。香川大学教授を経て現職。専門はスポーツ教育学、スポーツ倫理学。これまで、座長として「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」（日本体育協会〔当時〕・日本オリンピック委員会他、2013）、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（スポーツ庁、2018）などの取り組みを行った。また、スポーツ庁スポーツ審議会会長代理、日本学校体育研究連合会副会長、日本スポーツ教育学会会長、日本体育学会副会長などを務め、文部科学省の中央教育審議会委員、大学設置審議会専門委員、「学習指導要領解説」作成協力者などを歴任。

さまざまな問題の本質は少子社会にある

2020年のオリンピックパラリンピックを前に、日本のスポーツ界に大きな地殻変動が起こりつつあります。すべての問題の本質は少子社会です。

例えば、小学生のときにスポーツ少年団でバスケットボールをやっていたとします。ところが、中学校に入ったら部活動が3つしかない、バスケットボール部がない。すると、バスケットボールがやりたいその子はどうなるか。帰宅部にならざるを得ません。そういうことが現実には起こっています。

1962年、中学生は732万人いました。56年前です。今はどれくらいだと思いますか？ 333万人、半分以下です。小学生はもっと深刻です。58年に1350

万人いた児童が、今は640万人くらいしかいません。子どもが少なくなるということは、学校も少なくなるし、教員も少なくなるということなのです。

もう一つ、問題となっているのが、教員の長時間労働です。日本は先進諸国のなかでも、ダントツで長時間労働が行われています。そこで、スポーツ庁は2018年3月、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の骨子案を発表しました。それが、「練習は1日2時間」「週休2日」です。また、外部指導員の導入など、さまざまな内容の変革が盛り込まれています。これは、今まではまったく違う部活動の在り方と言えるでしょう。地域と協同しながら子どもの運動機会をつくりていきたいと思います。というガイドラインができています。これを受けて日本スポーツ

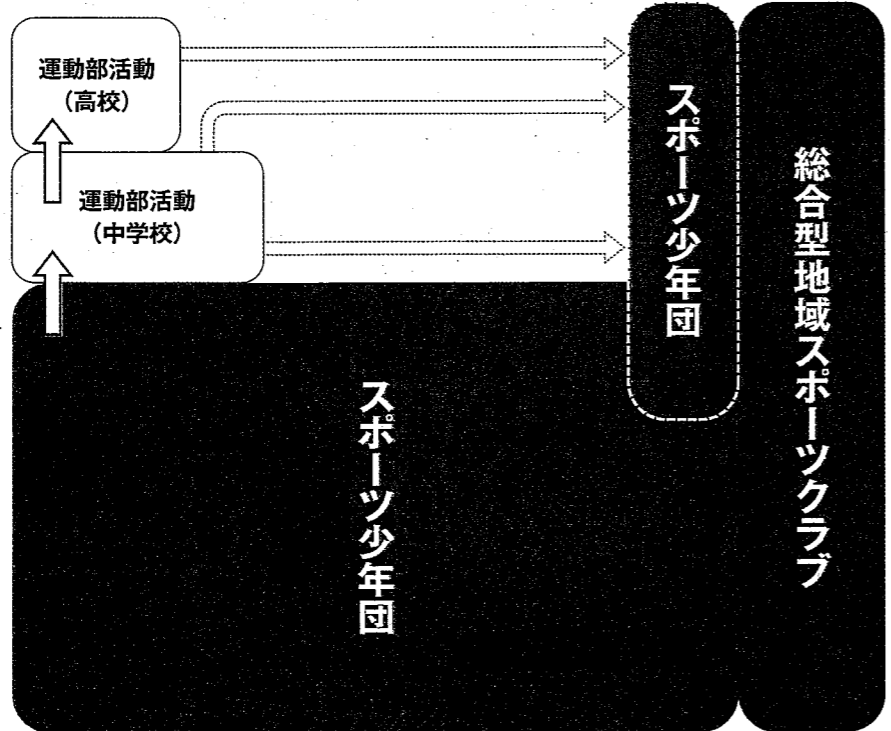
協会としても、今後どうしていくかを考えなければいけません。

具体的にみてみましょう。中学校の生徒数は04年から16年の12年間で男女それぞれが12万人も減りました。ところが、部活動の数はそれほど減っていません。これが何を意味しているか。一つの運動部に所属する生徒の数が大幅に減っているということです。つまり、試合ができない。サッカーは1チーム11人でプレーしますが、どれだけの人が集めても5、6人しかいないという現象が起きます。これを、今は複数校の合同部活動という形でいいます。ただし、合同部活動の場合、全国中学校体育大会の全国大会に出場することができません。古いシステムのまま大会が行われているからです。まずはこれを変えなければいけません。

また、こういう問題も起きています。その競技の経験がない人が部活動の顧問をやっているケース。調べてみると保健体育科以外で、当該の種目を経験したことがない先生が45%いることがわかりました。いかがでしょうか。例えば、バレーボールを学生時代まで一生懸命やってきて、教員になって指導したいと思っただけで、赴任した学校にバレーボール部がなかった。そのかわり、柔道部の顧問になつてくださいますか？

次のようなケースもあります。運動部や地域のスポーツクラブに所属していない中学生に「運動部活動に参加するための条件は何ですか？」と尋ねたところ、実に女子のおよそ60%が「興味のあるスポーツを自分のペースで仲のいい友達と楽しめると入りたい」と

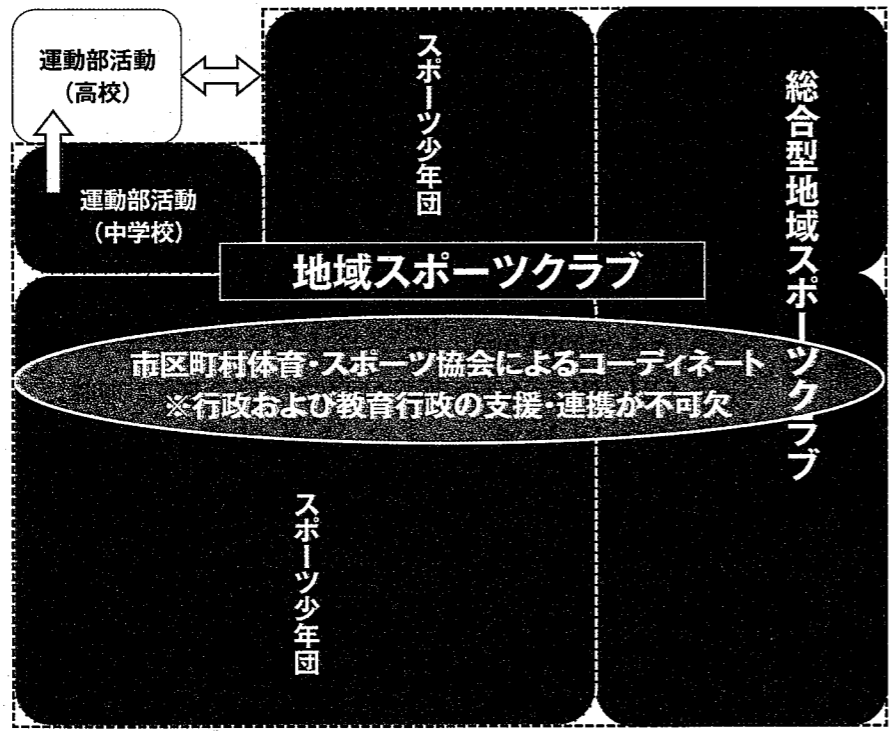
現状



18	高校生	(生徒)
17		
16	中学生	
15		
14		
13		
12		
11	小学生	(児童)
10		
9		
8		
7		
6		
5		
4	幼児	
3		

現在のジュニアスポーツの姿を「スポーツをする」側から表した。スポーツ少年団の団員の約90%は小学生であり、中学校に入るとスポーツ少年団の登録を継続せず、運動部活動に入部するケースがほとんど。またスポーツ少年団に継続して登録した数少ない中学生（約8万人）でも、単位スポーツ少年団で活動しながら、年少団員のまとめ役や指導者の補助的な役割を担っていることが多い。総合型クラブについては、スポーツ少年団との活動領域の重複を避けて活動しているとの声もある。また、総合型クラブの中学生会員の数も少なく（約10万人）、ジュニア期のスポーツへの関わりは希薄と言わざるを得ない状況である。
※日本スポーツ協会と直接関わりを持たない「その他のクラブ」と運動部活動の関わりは示していない

目標



18	高校生	(生徒)
17		
16	中学生	
15		
14		
13		
12		
11	小学生	(児童)
10		
9		
8		
7		
6		
5		
4	幼児	
3		

図表1:日本スポーツ協会と関わり深い地域スポーツの現状(2017年度現在)

	団・クラブ数	メンバー数	主な活動エリア	主な活動種目数
スポーツ少年団	32,170団	団員:694,173人 指導者:192,966人	ほぼ小学校区	単一種目
総合型地域スポーツクラブ	3,406クラブ	会員数: 約2,350,000人(推計)	●中学校区 ●市区町村内全域	複数種目

スポーツ少年団については、団員の約90%は小学生であり、活動エリアは小学校区で、約90%の単位スポーツ少年団が単一種目の活動となっている。2017年度からは、幼児期のスポーツ経験がその後のスポーツ実施の継続につながることに着目し、幼児（3～5歳）の団員登録を開始。約4,500人の幼児が登録している。一方の総合型クラブは、約235万人（推計）の会員が中学校区あるいは市区町村全域を主な活動エリアとして、複数の種目により活動。会員の約51%（約120万人）が19歳以上で、小学生は約16%（約38万人）であると推測される。

図表2:する側から見た現状の地域スポーツの姿

回答しました。ところが、実際にはそんな部活動はなかなかありません。だからと言って、この現状を放っておくわけにはいきません。今、女子中学生のおよそ2割は、体育の授業以外まったく運動をしていないといえます。当然のことながら、将来的には健康寿命や平均寿命にも大きな影響を及ぼすことになるでしょう。

子どもがやりたいスポーツを楽しめる環境の構築を

ここからは日本スポーツ協会がめざす「新たな地域スポーツ体制」をゴールとして、そこに至るまでの手順を3段階で説明していきます。ステップ1から始め、ステップ2、ステップ3と、最終的に子どもがやりたいスポーツを楽しめる環境を構築します。

「ステップ1」スポーツ少年団と総合型クラブの指導者が、外部指導者として中学校の運動部活動で指導することをめざす

これによって、教員の負担が軽減され、競技・種目の技能を持ち合わせた指導者による指導が期待されます。また、小学生のときに教わった指導者から、中学生に

なつても引き続き指導が受けられるのも大きな利点です。一貫した理念のもと、発達・発育に応じた指導が受けられます。一方で、事故が発生したときの免責が保証されるのかといった現行制度の課題が残ります。平日の活動にどこまで対応できるかといった課題もある。日本スポーツ協会の公認スポーツ指導者資格を保有していない人も存在する現状において、指導の質を担保できるのかといった課題も挙げられます。

「ステップ2」地域スポーツにおける役割分担の明確化

スポーツ少年団、総合型クラブ、運動部活動の3つの役割を明確にしようということです。現在、スポーツ少年団の団員の約90%が小学生です。そのうちの多くが単一種目で活動しており、団員にほかの種目を経験する機会はありません。また、総合型クラブの多くは設立から日が浅く、会員募集に際してスポーツ少年団との間に課題が生じるケースがあります。要するに、子どもの取り合いです。そこで、スポーツ少年団と総合型クラブが積極的に連携する

「ステップ3」中学校運動部活動の受け皿として、市区町村体育・スポーツ協会によるコーディネートのもとでの地域スポーツクラブ化

スポーツが持つ教育的な価値を認め、日常生活のなかにスポーツが根づいた「スポーツの生活化」をめざします(前ページの図表3参照)。スポーツというのは、自発的に運動を楽しむことを基調とした文化です。それを念頭に置いたうえで、新たな地域スポーツクラブがスポーツの使命を果たします。とりわけ重要なのが、子どものスポーツ権の保障。具体的な活動のイメージとして、次の4点が挙げられます。

ことで、Win-Winの関係が築いていこうとしています。また、競技志向が強い中学校の運動部活動以外にも総合型クラブという選択肢が増えることで、自分の目的、志向、嗜好、技能などに合わせたスポーツ活動の機会創出が期待できます。

①指導者の存在を前提とした活動から参加者の自主性を尊重した活動への転換……参加する子どもたちの自主性・自発性を最大限に尊重する。

②リーグ戦方式の大会の積極的な導入……一定期間にわたって行われるリーグ戦方式を導入することで、子どもたちに等しく試合を経験する機会を与える。

③多様なスポーツの積極的な導入……シーズンに応じてさまざまなスポーツを行う機会を与える。タレント発掘の貢献も期待される。

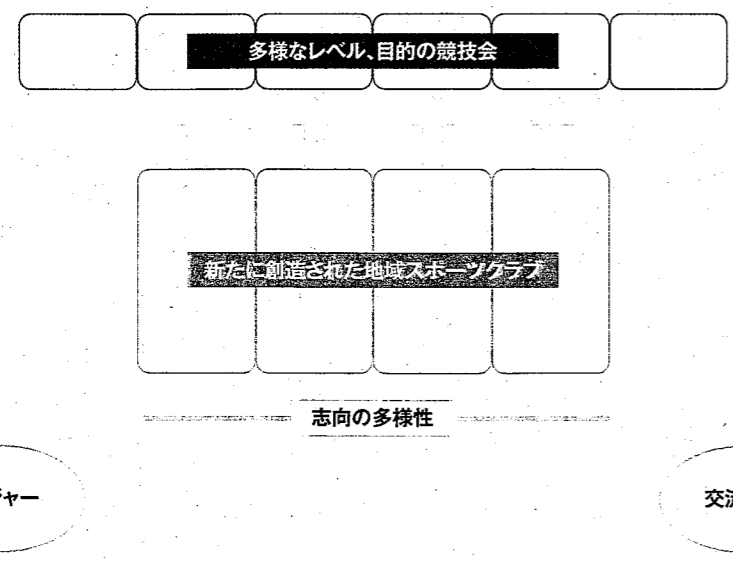
④将来のスポーツ指導者の実習

■図表4:「新たな地域スポーツ体制」を創造した際の効果

	スポーツ少年団	総合型地域スポーツクラブ	中学校・教員
効果	<ul style="list-style-type: none"> 中学生・高校生がスポーツ少年団での活動を継続 学齢による分類から、目的に応じた分類でスポーツに接する機会を提供できる可能性 	<ul style="list-style-type: none"> 中学校施設にクラブハウスを確保できる 会員確保による安定経営 認知度の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 教員にゆとりが創出され、これらの時間を教育活動の充実に活用できる(生徒に還元される) 生徒が地域のさまざまな年齢・職業などの人々と交流する機会が増加し、自他を大切にすることや異なる人との間でのコミュニケーションの大切さを学ぶことが(中学校内で部活動を行うよりは)期待できる
効果	<ul style="list-style-type: none"> 公に認められた団体として地域内での立ち位置がより明確になる 両者を一体的な組織とすることにより、「団員・会員(特に子ども)の奪い合い、活動場所の取り合い」などさまざまな課題を解決できる 	<ul style="list-style-type: none"> 従前のような小・中・高で指導内容や活動内容が変わるという「輪切り」の指導から脱却し、発育発達に応じた一貫指導が行いやすくなる 少子化によりジュニア期のニーズに応じたスポーツ活動の場が確保できなくなっている問題が解決する 	

の場としての役割……資格取得後に指導者として指導・運営に携わるシステムを構築する。

このように、新たに創造された地域スポーツクラブの姿を示した



ものが図表5です。スポーツ少年団、総合型クラブ、運動部活動が融合し、競技、レジャー、交流といったさまざまな目的、志向、嗜好、技能などに開かれたクラブになっています。

ただし、これを実現するには、新たに設立される地域スポーツクラブのもとに、スポーツ少年団および総合型クラブの登録制度を統合した「地域スポーツクラブ登録制度」の創設が必要となるでしょう。

う。また、市区町村体育・スポーツ協会の機能を強化することも重要です。運動部活動が地域スポーツに融合されるため、中学校、教育委員会および日本中学校体育連盟(以下中体連)の理解を得るこ

とも必要になります。国や中体連と連携協力していくことが大切

新たな地域スポーツ体制を創造するには、

「1」スポーツ少年団と総合型クラブを地域スポーツクラブ化するための取り組み手順

「2」中学校運動部活動を地域スポーツクラブへ移行するための取り組み手順

■図表5:新たに創造された地域スポーツクラブの姿

■図表6:「新たな地域スポーツ体制の創造」に必要な取り組み

1. スポーツ少年団と総合型地域スポーツクラブを地域スポーツクラブ化するための取り組み手順

取り組み主体	
国・日本スポーツ協会	①総合型地域スポーツクラブの統括組織の明確化(日本スポーツ協会・SC全国ネットワークによる登録制度の確立)
日本スポーツ協会	②日本スポーツ協会として総合型地域スポーツクラブ登録制度とスポーツ少年団登録制度の統合
国・日本スポーツ協会	③市区町村体育・スポーツ協会が①と②に関わり、行政および教育行政とのコーディネーターとして機能する体制を整備 ※コーディネーターとして機能する体制整備に必要な経費の支弁が必要

2. 中学校運動部活動を地域スポーツクラブへ移行するための取り組み手順

取り組み主体	
国	①学校施設・大会にかかる環境整備 ●中学校の放課後施設開放を強制的に行う法整備
中体連	●中学生年代大会の再構築(クラブ対抗の大会へ移行するなど)
国	②教員が地域スポーツクラブに関わるための環境整備 ●教員の兼職を可能とするための法整備
国	③地域スポーツクラブが部活動に関わる際の免責 ●関係するスタッフを国家賠償法の適用範囲とする
国	④部活動にかかる地域の指導者に対する必要な経費の支弁
国	⑤生活保護世帯など、移行による受益者負担で影響を受ける世帯への対応
国・日本スポーツ協会	⑥青少年が地域スポーツクラブの運営などに主体的に参画することを促すスポーツ教育の促進

が必要ですが(図表6参照)。特にこの二つは同時に進行することが重要で、国(文部科学省・スポーツ庁、地域行政、教育行政)、中体連、日本スポーツ協会が緊密な連携を取り、協力を得ながら進めていかなければなりません。

スポーツには社会を変える力があります。個人を変える力もあります。地域をつくっていく力もある。これを可能にするかしないか。日本スポーツ協会としては今後、地域の実情を踏まえたうえで諸問題に対応しつつ、「子どものスポーツ権」の確保を最大限の目的に、子どもが目的、志向、嗜好、技能などに応じて、自ら行いたいスポーツに親しめる環境の整備に尽力していきたいと思っています。